

米原市建設工事等競争入札参加者の格付および選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建設工事の適正な施工の確保と公正な発注を行うため、本市が発注する建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等の委託業務(以下「工事等」という。)に係る競争入札に参加する者の選定に関し、必要な基準を定めるものとする。

(格付区分)

第2条 建設工事の土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事、電気設備工事、水道施設工事、給排水冷暖房工事および解体工事の業種に格付区分を設け、毎年4月末日までに米原市契約規則(平成17年米原市規則第43号)第20条の規定による入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された当該工事の有資格業者のうち市内業者(主たる営業所を市内に有する者)の格付を行う。

2 格付区分に対応する各区分ごとの発注の標準となる請負工事の設計金額(以下「請負工事標準額」という。)および選定区分は、別表1に掲げるとおりとする。

3 格付は、次条の規定により算出した審査事項評点数に基づく別表2に定める格付区分および別表3に定める格付区分別有資格技術者基準(以下「技術者基準」という。)により決定する。

4 前項により格付を行う場合において、格付区分業者数が著しく少数である場合には、第1項の規定にかかわらず格付区分を設けないことができるものとする。

5 格付の有効期限は、次年度の格付決定の前日までとする。ただし、技術者基準を満たさないことが明らかになった場合は、この限りでない。

(審査事項評点数)

第3条 建設工事の有資格業者の審査事項評点数は、次に定めるところにより算定した客観点数と主観点数とを合算した数値とする。

(1) 客観点数

定期年ごとの入札参加資格審査申請に添付する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「通知書」という。)に基づく総合評点値とする。

ただし、土木一式工事の場合は土木一式工事またはとび・土工・コンクリート工事、建築一式工事の場合は建築一式工事または大工工事の総合評定値の高い値とする。

(2) 主観点数

次に掲げる点数を合算した点数とする。

ア 資格の審査の申請をする日(以下「申請日」という。)以前にISO9000シリーズの認証を取得し、申請日において有効である場合は15点とする。

イ 申請日以前にISO14001の認証、財団法人地球環境戦略研究機関持続センターの実施す

るエコアクション21、その他の環境マネジメントシステムの認証・登録を受け、申請日において有効である場合は15点とする。この場合において、複数の環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている場合は、そのいずれか一つのみの加算とする。

ウ 申請日の属する年度の1月1日（以下「評価基準日」という。）の直前2年間において米原市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、入札参加停止期間に応じた次に掲げる点数とする。

入札参加停止期間（累計）	点数
1月未満	－ 5点
1月以上 2月未満	－ 10点
2月以上 3月未満	－ 20点
3月以上 6月未満	－ 30点
6月以上 12月未満	－ 50点
12月以上	－ 70点

エ 本市が発注する工事で、米原市建設工事成績評定実施要領（平成22年4月1日制定。以下「成績評定実施要領」という。）に基づき評定された工事成績について、次に定めるところにより算定した点数とする。

（ア） 評価基準日の直前4年間においてしゅん工またはしゅん工検査が終了し、請負工事成績評定通知書により通知している工事（以下「対象工事」という。）。なお、評価基準日の直前4年間において対象工事がない場合は、2年間を単位として、最大10年間を遡るものとする。

（イ） 成績評定実施要領により算定した工事成績の評定点（同一業種の工事が2以上あるときは、その平均値（小数点以下切捨）（以下「評定点の平均値」という。））により第2条第1項業種の種別ごとに次の算式により算定する。ただし、点数の範囲は－75点から100点とし、範囲を超えた点数は範囲の最小、最大値とする。

$$(\text{業種ごとの評定点の平均値} - 65) \times 5$$

オ 申請日において、本市と災害応急救護活動への応援に関する協定（以下「災害協定等」という。）を締結している事業者および災害協定等を締結している団体に加入している事業者の場合は5点とする。この場合において、対象とするのは1事業者につき一つの協定のみとする。

カ 本市と申請日の前年度および前々年度の2年間継続して除雪に関する契約を締結している事業者の場合は15点とする。この場合において、対象とするのは1事業者につき一つのみとする。

キ 申請日において、米原市消防団員（代表者が消防団員である場合を含む。）を1人雇用して

いる場合は5点、2人雇用している場合は10点、3人以上雇用している場合は15点とする。

ク 申請日の前々年度から申請日までの間に、30歳以下の技術系職員（資格の有無は問わない。）を新規に採用し、申請日において1人雇用している場合は5点、2人雇用している場合は10点、3人以上雇用している場合は15点とする。

ケ 申請日において、女性技術系職員を1人雇用している場合は2点、2人雇用している場合は4点、3人以上雇用している場合は6点とする。

コ 申請日において、障がい者を1人雇用している場合は3点、2人雇用している場合は6点、3人以上雇用している場合は9点とする。

サ 申請日の前年度および前々年度の2年間に、市内の地域貢献活動として行われた自治会支援活動、市の公共施設に対し行われたボランティア活動、国、県または市が主催する市内の清掃活動への参加において、各年度で活動ごとに1回以上ある場合に2点とし、その上限を12点とする。

(格付の特例)

第4条 第2条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる格付区分に格付する。

- (1) 新規に入札参加資格を有することとなる者 最下位の格付区分
- (2) 直前の格付区分より上位の格付区分の対象となる者で、直前の格付区分以上の格付区分に該当する審査事項評点数を連続して2年以上有していない者 直前の格付区分と同一の格付区分
- (3) 直前の格付区分より2区分以上上位の格付区分の対象となる者 直前の格付区分1区分上位の格付区分
- (4) 直前の格付区分より2区分以上下位の格付区分の対象となる者で、格付時において経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでのいずれにも該当せず、かつ定期の評価基準日の直前2年間に入札参加停止を受けていない者 直前の格付区分の1区分下位の格付区分
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 米原市建設工事等契約審査会が工事成績良好と認められない場合等により不相当と認めた者 当該業者の施工能力等に応じた格付区分

2 「中間年」に当たる審査の結果の格付については第2条第3項の規定にかかわらず直前の格付とする。ただし、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規に入札参加資格を有することとなる者は、最下位の格付区分に格付する。
- (2) 技術者数の変更により直前の格付区分より下位の格付区分の対象となる者は、技術者基準の該当する格付区分に格付する。

(業者選定)

第5条 参加業者の選定は、次の各号に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 契約しようとする工事等の実施場所、地理的条件
- (2) 契約しようとする工事等の規模および施工能力
- (3) 契約しようとする工事等に応じた経歴
- (4) 業者の実施能力、手持ち工事等の量、技術者および経営状態からみた実施見込みの確実性

2 格付業種にあつては、格付区分に属する業者を前項に掲げる事項を考慮し選定するものとする。ただし、成績評定実施要領に基づく評定点 60 点未満の業者は、同種工事に限り成績評定通知日から公告日まで1か月、評定点が 50 点未満の業者は2か月、評定点が 40 点未満の業者は3か月に満たない場合は選定しないものとする。

3 前項に対応する業者が少数であるとき、その他特に必要があるときは施工能力等を考慮して格付区分の直近上位から業者を選定することができる。

4 予定価格 7,500 万円以上の建設工事の参加業者の選定は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条に規定する当該工事に対応する特定建設業の許可を有した業者を選定するものとする。ただし、建築一式工事においては、予定価格 10,000 万円以上とする。

(応急または特殊工事等)

第6条 特に緊急を要する工事および特殊の技術または機械を必要とする工事等については、前条の規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。

(共同企業体)

第7条 工事の円滑な遂行と市内建設業者の施工能力の向上を図るため、大規模工事等について共同企業体により、工事を請負わすことができるものとする。

2 共同企業体に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、平成 17 年 5 月 12 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 18 年 5 月 8 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 19 年 4 月 3 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 22 年 4 月 6 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 24 年 4 月 3 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 26 年 4 月 2 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 格付区分および請負工事標準額

土木一式工事

区 分	請 負 工 事 標 準 額
土 木 A	3,500 万円以上
土 木 B	1,000 万円以上 3,500 万円未満
土 木 C	1,000 万円未満

建築一式工事

区 分	請 負 工 事 標 準 額
建 築 A	5,000 万円以上
建 築 B	5,000 万円未満

ほ装工事

区 分	請 負 工 事 標 準 額
ほ 装 A	1,000 万円以上
ほ 装 B	1,000 万円未満

電気設備工事

区 分	請 負 工 事 標 準 額
電 気 A	1,500 万円以上
電 気 B	1,500 万円未満

水道施設工事

区 分	請 負 工 事 標 準 額
水 道 A	1,500 万円以上
水 道 B	1,500 万円未満

給排水冷暖房工事

区 分	請 負 工 事 標 準 額
給排水 A	1,500 万円以上
給排水 B	1,500 万円未満

解体工事

区 分	請 負 工 事 標 準 額
解 体 A	1,500 万円以上
解 体 B	1,500 万円未満

※ 難易度の高い建築物等、その他大規模な建築物等の解体工事については、それぞれ解体する工事は専門工事とする。

注 1 入札参加者が見込めないときは、格付区分によらない場合がある。

別表2 審査事項評点数による格付基準

土木一式工事

区 分	審 査 事 項 評 点 数
土 木 A	750 点以上
土 木 B	600 点以上 750 点未満
土 木 C	600 点未満

建築一式工事

区 分	審 査 事 項 評 点 数
建 築 A	700 点以上
建 築 B	700 点未満

ほ装工事

区 分	審 査 事 項 評 点 数
ほ 装 A	800 点以上
ほ 装 B	800 点未満

電気設備工事

区 分	審 査 事 項 評 点 数
電 気 A	750 点以上
電 気 B	750 点未満

水道施設工事

区 分	審 査 事 項 評 点 数
水 道 A	700 点以上
水 道 B	700 点未満

給排水冷暖房工事

区 分	審 査 事 項 評 点 数
給排水 A	700 点以上
給排水 B	700 点未満

解体工事

区 分	審 査 事 項 評 点 数
解 体 A	700 点以上
解 体 B	700 点未満

注 1 格付区分別業者数に偏りがでた場合は、区分分けの審査事項評点数を変更することがある。

別表3 格付区分別有資格技術者基準

土木一式工事

区分	主任技術者有資格者	左記のうち1・2級技術者	備考
土木A	4名以上	3名以上	
土木B	2名以上	1名以上	
土木C	1名以上	—	

建築一式工事

区分	主任技術者有資格者	左記のうち1・2級技術者	備考
建築A	3名以上	2名以上	
建築B	1名以上	—	

ほ装工事

区分	主任技術者有資格者	左記のうち1・2級技術者	備考
ほ装A	2名以上	1名以上	
ほ装B	1名以上	—	

※なお、A区分については、主任技術者有資格者のうちに、舗装施工管理技術者が1名以上いることを格付の要件とする。B区分については、主任技術者有資格者のうちに、舗装施工管理技術者が1名以上いることを格付の要件とする。

電気設備工事

区分	主任技術者有資格者	左記のうち1・2級技術者	備考
電気A	1名以上	—	
電気B	1名以上	—	

水道施設工事

区分	主任技術者有資格者	左記のうち1・2級技術者	備考
水道A	2名以上	1名以上	
水道B	1名以上	—	

給排水冷暖房工事

区分	主任技術者有資格者	左記のうち1・2級技術者	備考
給排水A	1名以上	—	
給排水B	1名以上	—	

解体工事

区分	主任技術者有資格者	左記のうち1・2級技術者	備考
解体A	1名以上	1名以上	
解体B	1名以上	—	

注 1 この表における主任技術者有資格者とは、定期年毎の建設工事入札参加資格審査申請における「技術職員区分」「1」「2」「3」に該当する者をいう。

2 この表における1・2級技術者とは、定期年毎の建設工事入札参加資格審査申請における「技術職員区分」「1」「2」に該当する者をいう。